

「ウッドファーストな雄勝」木製品等貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、「ウッドファーストな雄勝」木製品等（以下「木製品等」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって秋田県産材の優先利用及び需要喚起に係るPR、公共施設等の木造化・木質化の推進等に寄与することを目的とする。

(貸出物品)

第2条 貸し出しする木製品等の種類及び仕様、台数等は別表のとおりとする。

(申込先及び保管場所等)

第3条 木製品等の利用に係る申込先、保管場所及び搬出・返却時間は、次のとおりとする。

(1) 申込先

別表①～⑧

秋田県雄勝地域振興局農林部

森づくり推進課 林業振興班(電話0183-73-5111)

別表⑨、⑩

秋田県雄勝地域振興局総務企画部

地域企画課 企画・ゆざわおがち売込み班

(電話0183-73-8191)

(2) 保管場所：雄勝広域森林組合

(※一部製品は雄勝地域振興局に保管)

(3) 搬出・返却時間：9：00～17：00（年末年始、土日・祝日を除く。）

(利用することができる団体)

第4条 「ウッドファーストな雄勝」の目的を理解し、県産材の利用推進の広報・周知に協力できる、県内官公庁（市町村、国機関等）、学校、商工団体、民間企業、任意団体、その他利用を適当と認める団体とする。

(利用の条件)

第5条 木製品等を利用するにあたり、特定の政治的、宗教的主張や思想の普及を目的としたものでないこと、また、法令及び公序良俗に反する恐れがないこととする。

(利用の手続き)

第6条 木製品等を利用しようとする団体は、別に定める使用申請書（様式1）により、雄勝地域振興局長（以下「局長」という。）に申請しなければならない。

(利用可否の決定等)

第7条 局長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用希望者に対して、木製品等を貸し出すものとする。

(利用期間)

第8条 木製品等の利用期間は、原則としておおむね2ヶ月以内とする。

なお、更新を妨げないが、更新後の利用期間については、利用者と協議の上、決定することとする。

(利用の取消等)

第9条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を認める旨の決定を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたとき
- (2) 利用目的に違反したとき
- (3) この要領の規定に違反したとき
- (4) 前号に掲げるもののほか、局長が利用不相当と認めた場合

(木製品等の返却)

第10条 利用者は、木製品等の利用期間が満了したときは、直ちに県に返却しなければならない。前条の規定により木製品等の利用を認める旨の決定を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。

(利用者が遵守すべき事項)

第11条 利用者は、木製品等の利用にあたり担当職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 木製品等の保管場所からの搬出、返却は、原則として利用者が行うこと。
- (2) 盗難等を防ぐため、木製品等を屋外等に放置しないこと。
- (3) 木製品等の使用にあたって、事故未然防止等の措置を適正に講ずること。

なお、万が一、使用時に事故等が発生した場合は、局長にすみやかに報告を行うこと。ただし、事故に係る一切の責任は利用者が負うものとする。

(使用状況の報告等への協力)

第12条 利用者は、木製品等の利用後、使用状況等がわかる使用報告書(様式2)の作成に協力することとする。

(権利譲渡の禁止)

第13条 利用者は、木製品等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原形復旧)

第14条 利用者は、木製品等が破損したときは、県の指示に従い、これを補修しなければならない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、局長が定める。

(施行期日)

この要領は、平成28年3月11日から施行する。

この要領は、令和2年3月25日から施行する。